

大和市告示第9号

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月24日

大和市長 古谷田 力

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱（令和5年大和市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（以下「改正前要綱」という。）」を削り、「改正前要綱第2条第1号」を「同要綱第2条第1号」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）令和6年度給付金 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和7年大和市告示第9号）による改正前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱に基づく同要綱第2条第1号に掲げる給付金をいう。

第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「令和6年6月3日」を「令和6年12月13日」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）調整給付金 大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（調整給付金）事業実施要綱（令和6年大和市告示第127号）に基づく同要綱第2条に規定する調整給付金をいう。

第3条第2項第3号中「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）第2条第1号」を「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和5年内閣府・総務省・財務省令第1号）第1条第3号」に改め、「給付金」の次に「（同号ロに掲げる世帯に対して支給されるものに限る。）」を加え、同項第4号を削る。

第4条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「又は均等割のみ課税世帯」を削り、「令和6年10月31日」を「令和7年7月31日」に、「対象こども（令和6年度市町村民税分）」を「対象こども」に改め、「世帯（）」の次に「当該世帯の世帯主のみが対象子どもである世帯を除き、」を加え、「令和6年度分こども加算対象世帯」を「こども加算対象世帯」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「、均等割のみ課税世帯、こども加算対象世帯又は家計急変世帯に属している場合であっても」を「に属するかどうかにかかわらず」に改める。

第5条第1項第1号中「100,000円（改正前要綱第4条第1項第4号に掲げる家計急変世帯の世帯主にあつては、当該額から当該世帯主が給付を受けた令和5年度給付金の額を控除した額。

次号において同じ。)」を「30,000円」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「令和6年度分こども加算対象世帯」を「こども加算対象世帯」に、「対象こども（令和6年度市町村民税分）」を「対象こども」に、「50,000円」を「20,000円」に改め、同号を同項第2号とする。

第6条中「支給対象者」を「令和5年度給付金、令和6年度給付金又は調整給付金の支給を受けた世帯」に、「令和5年度給付金の支給手続において本市が金融機関の口座情報を保有しているもの」を「令和5年12月2日（令和6年度給付金又は調整給付金の支給を受けた世帯にあっては、令和6年6月4日）から基準日までに当該世帯に転入した者がいない世帯その他の給付金の支給要件を満たすことを確認できる世帯の世帯主」に改める。

第7条第2項中「令和5年度給付金」の次に「、令和6年度給付金又は調整給付金」を加える。

第8条第1項の表を次のように改める。

世帯の区分		提出書類	提出期限
非課税世帯及び こども加算対象 世帯（令和7年5 月30日以前にこ の条の規定による 書類の提出（以下 「申請等」とい う。）をする場合 に限る。）	(1) 本市が現有公簿 等により当該世帯 が非課税世帯又は 均等割のみ課税世 帯であると確認で きる世帯	大和市電力・ガス・食料品等価 格高騰重点支援給付金支給要件 確認書（令和6年度非課税世帯 分・こども加算分）	令和7年5月30 日
	(2) 前号に掲げる世 帯以外	大和市電力・ガス・食料品等価 格高騰重点支援給付金申請書 （令和6年度非課税世帯分・こ ども加算分）（請求書）	
こども加算対象世 帯（令和7年5月 30日後に申請等 をする場合に限 る。）	(1) 本市が現有公簿 等により当該世帯 がこども加算対象 世帯であると確認 できる世帯	大和市電力・ガス・食料品等価 格高騰重点支援給付金支給要件 確認書（こども加算対象世帯 分）	令和7年7月31 日（ただし、当該 対象こどもが令和 7年7月1日から 同月31日までに 出生した者である 場合は、別に定め る日）
	(2) 前号に掲げる世 帯以外	大和市電力・ガス・食料品等価 格高騰重点支援給付金申請書 （請求書）（こども加算対象世 帯分）	

第9条中「前条の規定による書類の提出（以下「申請等」という。）」を「申請等」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和7年9月30日」に改める。

別表様式の名称の欄中「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）」を「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（令和6年度非課税世帯分・こども加算分）」に、「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（非課税又は均等割のみ課税世帯分・こども加算分）（請求書）」を「大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（令和6年度非課税世帯分・こども加算分）（請求書）」に改める。

別記中「又は令和6年度の市町村民税均等割のみ課税者に該当する場合」を削り、「令和5年度の市町村民税均等割非課税者に該当する者又は令和5年度の市町村民税均等割のみ課税者に該当する者が対象こども（令和5年度市町村民税分）を現に扶養していると市長が認めるときは、第5条第1項第3号に定める額を、令和6年度の市町村民税均等割非課税者に該当する者又は令和6年度の市町村民税均等割のみ課税者に該当する」を「当該」に、「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱の規定により支給した給付金に係る返還については、なお従前の例による。